

環境アセスメントの社会的変遷に関する一考察

パシフィックコンサルタンツ株式会社 正会員 西 淳二

同 上 同 上 渋谷 雄二 ○

§1 はじめに

昭和55年(1980年)10月14日朝日新聞(夕刊)のトップニュースは、伊達火力訴訟に関して、『「環境権」の存在否定、伊達火力訴訟・札幌地裁判決、住民側が全面敗訴、全請求棄却、「限度超す被害なし」、住民被害立証責任は緩和』(6段抜き見出し)と報じている(表-1参照)。

一方、土木計画論は、『計画論主体は、人びとの欲求を十分把握し、認識する努力がきわめて重要である¹⁾』と論じ、図-1の知識・経験の拡充過程においても、新聞報道を1つの手段に取り込んでいる。

さらに、上記伊達火力の環境権訴訟は、昭和47年7月(1972)であるが、現代用語辞典の1つは、²⁾「環境権」について1972年版以降、「環境権訴訟」は1976年版以降でそれぞれ解説を加えている。

図-1 人びとの欲求が計画論にとり込まれる過程

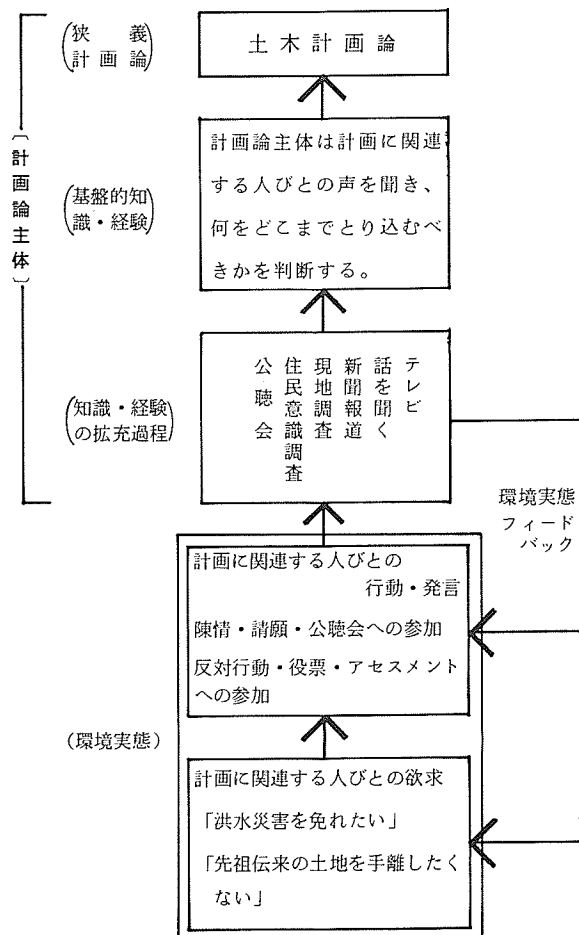


表-1 昭和55年(1980年)の主要ニュース

1月	殺菌・漂白用食品添加剤である過酸化水素の発がん性がわかり、厚生省が使用中止を要望。(11日)
3月	国際自然保護連合が自然資源保全の世界戦略を発表、世界的な保護活動に乗り出す。(6日) 日本書記に記されている約1500年前の運河跡と思われる遺構を奈良県天理市で発見。(7日) ナイル川のダム建設によって水没する古代エジプト遺跡の移転工事が20年ぶりに完了。(10日) 環境庁が政府機関に有リン洗剤の追放を要請。(24日) 衆院に「科学技術」「環境」両常任委を設置するための国会法改正が成立。次国会から実施。(31日)
4月	熊本県水俣湾のヘドロ処理差し止め訴訟で、熊本地裁が「除去工事は安全」と認定。(16日) 絶滅の恐れのある野生動植物の国際取引を規制するワシントン条約批准案を参院で可決。(25日)
6月	NASAの金星探査用レーダーで、中米のジャングル中にマヤ文明の排水用運河跡を発見。(2日) 自然保護団体の反対で一時工事が凍結されたりした「南アルプス林道」がようやく開通式。(11日) 鹿児島県が申請した志布志湾内公有水面の埋め立てを運輸相が認可。(18日)
7月	滋賀県が琵琶湖を守るため、有リン洗剤の使用・販売を禁止する全国初の条例を施行。(1日) 32万を超す都民の署名を集めた直接請求による「アセスメント条例案」を都議会が否決。(8日) 米政府が「人口増、食糧不足、石油・水の枯渇、森林の消滅……」と暗い21世紀予測を発表。(24日)
8月	環境庁がエコノミカ保護の方針を決める。(17日)
9月	環境庁が中型トラックを中心に、57年型車からのNOx規制強化を告示。(10日) 名古屋市内の沿線住民からの「騒音、振動の差し止め請求」を名古屋地裁が「公共性を重視」して棄却。過去の被害の損害賠償は認める。(11日)
10月	2年間にわたって与野党の対決が続いた「アセスメント条例案」を東京都議会が可決。(2日) 「環境権」を掲げて北海道伊達市の住民らが火力発電所の建設差し止めなどを求めた訴訟で、札幌地裁が「環境権」を否定し、請求棄却。(14日)
11月	絶滅の恐れのある野生動物の国際取引を規制する「ワシントン条約」が発効。(4日) 駅付近などの自転車公害減少をめざす「自転車置き場整備法案」が成立。(14日)
12月	島根県寺床遺跡から、日本書紀の「喪屋」跡と思われる遺跡を発見。(11日)

出典：朝日新聞の重要紙面である1980年(朝日新聞社、1981)より編集

もとより、新聞記事は、内容がすべて正しいということではなく、『そのような報道がなされたという事実』があるという意味であり、記事の内容が応々にして当事者から観て正確さを欠く場合もあるであろうと推察されるし、現代用語辞典の語彙選択においても、編集者の主観が入る余地はあるにしても、『そのような辞典が出版されたという事実』は客観的に存在すると云えよう。

しかし、環境アセスメントという自然科学、社会科学を横断する分野では、環境実態を反映しつつ、時代とともに計画論主体の評価基準が変動するものであり、五十嵐日出夫が、その点について、『産業基盤を整備して所得の増大を図ることに重点がおかれた時代の基準は、人間尊重と福祉の向上を最重点と考える時代になると用をなさず、むしろ人びとの反発をすら招くことになる。このことは、環境基準の例などをみれば明らかであろう。』と論じているように、人びとの欲求自身を取りまくバックランドの1つとして新聞報道等の占める位置は、情報公開の問題ともからまって、いまだ低くないものと思われる。⁶⁾

さらにまた、五十嵐日出夫は、社会的環境の重要性にふれて、『環境サイエンスの問題を考察するには①時間、②空間、③人間（社会）という三つの視点がある。そして問題をこれらの三視点から同時に分析することが重要であり、どの視点を欠いても問題は解けないが、特に第三の社会的環境には十分な配慮が必要である。』とも論じている。⁷⁾

本論は、以上のような背景を踏まえて、社会的側面（新聞報道、用語）、技術的側面（環境アセスメントの技術的指針等）と対象となる土木事業との関係について、時間軸上の動向を直観的に把握し、考察したものである。

§2 わが国における環境アセスメントの動向について

各種開発事業等に係る環境アセスメントの必要性に対する認識は、わが国においては昭和40年前後の通産省による石油コンビナート立地問題に係る産業公害事前調査などにその先駆的な動向を見出すことができる。しかし、一般の公共事業等についてもその必要性を認め、その後の環境アセスメントに対する認識を高める原動力となったのは、昭和42年9月に提訴された「四日市公害訴訟」や昭和47年7月に提訴された「伊達火力差止め環境権訴訟」などにみられる各種の公害環境問題に対する反省と、これらの公害裁判等を通じて環境アセスメントの重要性が指摘されたことなどによるものと考えられる。

政府は、昭和47年6月「各種公共事業に係る環境保全対策について」を閣議決定し、これ以降、国または政府関係機関及び地方公共団体等をはじめとして環境アセスメントの制度化、調査・予測・評価手法等の技術的事項に関する調査・研究等が図られることとなった。

制度面から主な動向をみると、昭和48年の第71国会において「港湾法」、「公有水面埋立法」及び「工場立地法」の一部改正が行われそれまでの法体系の中に環境アセスメントの基本的な考え方がとり入れられた。また、昭和50年11月「地方都市開発整備等事業実施基本計画に係る環境影響評価実施指針」（国土庁）、昭和52年5月「農村地域工業導入実施計画に係る環境影響調査検討に関する実施指針について（通知）」（農林省及び通産省）、昭和53年7月「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針」（建設省）、昭和54年1月「整備五新幹線に関する環境影響評価の実施について」（運輸省）等が出され、また、公共事業以外でも昭和52年7月「発電社の立地に関する環境影響調査及び環境審査の強化について」（通産省）などにより一定の要件を満たす開発事業等についてはその実施に先立ち環境アセスメントを行なうことが前提となっている。さらに、これとは別に新全国総合計画等にもとづく大規模開発事業に対しては、環境庁等の行政指導により個別事業に係る環境アセスメントが実施されており、昭和48年6月「苫小牧東部大規模工業基地に係る環境保全について」（北海道）、昭和52年8月「むつ小川原総合開発計画第二次基本計画に係る環境影響評価報告書」（青森県）、昭和53年2月「新大隅（志布志湾）開発計画に係る環境アセスメント報告書」（鹿児島県）及び同年5月「本州四国連結橋（児島、坂出ルート）環境影響評価書」（本州四国連結橋公団）等が公表されている。

一方、地方公共団体における制度化の状況を見ると、昭和55年度までに条例により制度化を図っているのは川崎市、北海道、神奈川県及び東京都の4団体であり、要綱等により制度化を図っているのは、宮城県、神戸市など11団体、その他が4団体などとなっている。このうち、福岡県については昭和48年に「開発事業に対する環境保全対策要綱」、栃木県については昭和50年に「開発事業に対する環境影響評価の実施に関する方針」がそれぞれ全国の地方公共団体に先がけて定められたが、これらの地方公共団体における環境アセスメントの制度化は昭和54年以降急速に進みつつある。

表－2 わが国における環境アセスメントの歴史

昭和35年	・西宮市における石油産業立地問題で事前調査を実施		
昭和38年	・通産省及び厚生省の産業公害調査団が四日市、沼津・三島コンビナート計画地区を調査、沼津・三島は住民の反対で断念		
昭和40年	・通産省、産業公害事前調査を開始		
昭和42年	・「公害対策基本法」公布（8月）		
昭和45年	・米国「国家環境政策法（NEPA）」施行（1月）		
昭和46年	・環境庁発足（7月）		
昭和47年	・閣議了解、「各種公共事業に係る環境保全対策について」（6月）		
	・「自然環境保全法」公布（6月）		
	・四日市公害ぜんそく判決、環境アセスメントの欠落の過失を指摘（7月）		
	・「伊達火力差止めの環境権訴訟」提起（7月）		
昭和48年	・福岡県「開発事業に対する環境保全対策要綱」施行（4月）		
	・北海道、「苫小牧東部大規模工業基地に係る環境保全について」を公表（6月）		
	・第71国会、「港湾法」（7月）、「公有水面埋立法」（9月）、「工場立地法」（10月）の各法律の一部改正		
	・通産省資源エネルギー庁、「発電所の立地に関する環境審査の強化について」（9月）		
	・「瀬戸内海環境保全特別措置法」制定（10月）		
	・総理府、「自然環境保全基本方針」（11月）		
昭和49年	・中公審、「環境影響評価の運用上の指針について（中間報告）」（6月）		
昭和50年	・栃木県、「開発事業に対する環境影響評価の実施に関する方針」施行（3月）		
昭和50年	・国土庁、「地方都市開発整備等事業実施基本計画に係る環境影響評価実施指針」策定		
	・中公審、「環境影響評価制度のあり方について（検討結果のまとめ）」（12月）		
昭和51年	・山口県、「各種開発計画及び事業実施に係る環境保全対策について」施行（1月）		
	・宮城県、「公害の防止及び自然環境の保全に関する環境影響評価指導要綱」施行（5月）		
	・建設技術開発会議、「環境アセスメント手法について（中間報告）」（5月）		
	・環境庁、「むつ小川原総合開発計画第二次基本計画に係る環境影響評価実施についての指針」を青森県に提示（9月）		
昭和52年	・川崎市、「環境影響評価に関する条例」公布		
	・農林省及び通産省、「農村地域工業導入実施計画に係る環境影響調査検討に関する実施指針について（通知）」（5月）		
	・「環境影響評価法案（仮称）」の国会提出を見送り（5月）		
	・沖縄県、「環境影響評価に関する基本技術指針」施行（6月）		
	・通産省、「発電所の立地に関する環境影響調査及び環境審査の強化について」省議決定		
		昭和53年	・環境庁、「児島・坂出ルート本州四国連絡橋事業の実施に係る環境影響評価基本指針」を本州四国連絡橋公団に提示（7月） ・運輸省及び建設省、「本州四国連絡橋（児島～坂出ルート）に係る環境影響評価基技術指針」を本州四国連絡橋公団に提示（9月） ・青森県、「むつ小川原総合開発第二次基本計画に係る環境影響評価報告書」公表（8月） ・閣議決定、「第三次全国総合開発計画」11月 ・鹿児島県、「新大隅開発計画（案）に係る環境アセスメント報告書」公表（2月） ・本州四国連絡橋公団、「本州四国連絡橋（児島・坂出ルート）環境影響評価書」公表（5月） ・新潟県、「個別法等に基づく環境保全措置に関する指導指針」制定（5月） ・建設省、「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について（通達）」 ・北海道、「北海道環境影響評価条例」公布 ・神戸市、「神戸市環境影響評価要綱」施行 ・岡山県、「環境保全に関する環境影響評価指導要綱」施行（1月） ・運輸省、「整備五新幹線に関する環境影響評価の実施について（通達）」（1月） ・環境庁、「環境影響評価に係る技術的事項について（案）」のとりまとめ（2月） ・中公審、「環境影響評価制度のあり方について（答申）」（4月） ・名古屋市、「名古屋市環境影響評価指導要綱」施行（4月） ・兵庫県、「開発整備事業等に係る環境影響評価の手續に関する要綱」施行（4月） ・三重県、「環境影響評価の実施に関する指導要綱」施行（4月） ・OECD、「環境に重大な影響を及ぼす事業の事前評価に関する理事会勧告」（5月） ・通産省資源エネルギー庁、「発電所の立地に関する環境影響調査及び環境審査の実施方針」
		昭和54年	・環境庁、「環境影響評価に係る技術的事項について（案）」のとりまとめ（2月） ・中公審、「環境影響評価制度のあり方について（答申）」（4月） ・名古屋市、「名古屋市環境影響評価指導要綱」施行（4月） ・兵庫県、「開発整備事業等に係る環境影響評価の手續に関する要綱」施行（4月） ・三重県、「環境影響評価の実施に関する指導要綱」施行（4月） ・OECD、「環境に重大な影響を及ぼす事業の事前評価に関する理事会勧告」（5月） ・通産省資源エネルギー庁、「発電所の立地に関する環境影響調査及び環境審査の実施方針」
		昭和55年	・尼崎市、「尼崎市環境影響評価指導要綱」施行（4月） ・横浜市、「横浜市環境影響評価指導指針」施行（4月） ・「環境影響評価法案」閣議報告（5月） ・長崎県、「長崎県環境影響評価事務指導要綱」施行（8月） ・神奈川県、「神奈川県環境影響評価条例」公布（10月） ・東京都、「東京都環境影響評価条例」公布 ・中公審、「1980年代の環境政策を展開するための検討課題」提言（1月） ・埼玉県、「埼玉県環境影響評価指導要綱」公布（2月）
		昭和56年	

§3 公害・環境用語の社会的変遷について

『現代用語の基礎知識（自由国民社、1966年版～1981年版）』から、①環境関係用語一般 ②農業公害・食品公害・公害病 ③公害防止技術 ④大気汚染 ⑤水質汚濁 ⑥生態環境 ⑦国際関係について整理し、環境関係用語の変遷をみたものが図－2である。

また、使用され始めた時期について整理した結果を表－3に示す。

表－3 公害環境用語の出現時期

1. 環境関係用語一般	○公害環境基準(昭42/1967) ○公害罪(昭45/1970) ○環境基準(昭46/1971) ○エンvironメント(昭46/1971) ○環境庁(昭47/1972) ○静穏権(昭47/1972) ○四大公害裁判(昭48/1973) ○公害補償制度(昭48/1973) ○環境質(昭48/1973) ○環境管理システム(昭48/1973) ○総量規制(昭49/1974) ○環境アセスメント(昭49/1974) ○環境影響調査(昭49/1974) ○環境権訴訟(昭50/1975) ○地下水公水論(昭51/1976) ○近隣騒音(昭52/1977) ○超低周波空気振動(昭52/1977) ○受信障害(昭52/1977) ○クライテリア(昭53/1978) ○都市型公害(昭56/1981) ○開発事前訴訟(昭56/1981)
2. 農業公害・食品公害・公害病	(省 略)
3. 公害防止技術	(省 略)
4. 大 気 汚 染	○燐七ぜんそく(昭43/1968) ○光化学スモッグ(昭44/1969) ○無鉛ガソリン(昭46/1971) ○スモークワゴン(昭46/1971) ○着地最大濃度(昭47/1972) ○硫酸の雨(昭50/1975) ○10モード燃料消費率(昭52/1977) ○中層大気観測計画(昭56/1981) ○フロンガス(昭56/1981)
5. 水 質 汚 濁	○浄化度・BOD(昭42/1967) ○赤潮(昭45/1970) ○ヘドロ(昭46/1971) ○廃油塊(昭47/1972) ○瀬戸内海水質汚濁総合調査(昭48/1973) ○赤潮訴訟(昭51/1976) ○水源地汚染(昭53/1978) ○富栄養化(昭54/1979) ○閉鎖性水域(昭54/1979) ○アオコ(昭55/1980) ○リン汚染(昭56/1981)
6. 生 態 環 境	○エコロジー(昭46/1971) ○緑のシビルミニマム(昭47/1972) ○生物濃縮(昭47/1972) ○耐性限度(昭48/1973) ○渡り鳥観察ステーション(昭48/1973) ○環境保全林(昭48/1973) ○植物社会学的現存植生図(昭49/1974) ○自然保護地主(昭53/1978) ○生物指標(昭54/1979) ○入浜権(昭54/1979) ○バード・サンクチュアリ(昭55/1980) ○自然権(昭56/1981)
7. 国 際 関 係	○人間環境宣言(昭4 / 1971) ○国連人間環境会議(昭48/1973) ○OECD公害防止国際ルール(昭48/1973) ○日米渡り鳥等保護条約(昭48/1973) ○PCB国際規制(昭49/1974) ○南極の自然保護法(昭51/1976) ○UNEP(国連環境計画)(昭52/1977) ○野性動物保護条約(昭55/1980) ○国際湿地条約(昭55/1980) ○世界自然資源保全戦略(昭56/1981)

図-2 公害環境用語の社会的変遷

区 分	年	1981	1980	1979	1978	1977	1976	1975	1974	1973	1972	1971	1970	1969	1968	1967
1 環境関係 用語一般	環境基準	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害防止関連株 公害罪	↔	↔	↔
	環境アセスメント	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害環境基準	↔	↔	↔
	環境庁	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	国大公害裁判	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
									公害特価制度	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
										環境質	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
										環境管理システム	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	地震規制	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	環境白書	↔	↔	↔	↔	環境白書	公害白書	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	環境権訴訟	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
			地下水公論	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	近隣騒音	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	超低周波電磁波	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	クワイテリア	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	都市部公害	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
2 農業公害・食品 公害・公害病	開港事前訴訟	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
3 公害防止技術	(省 時)	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
4 大 気 汚 染	光化学スモッグ	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	無鉛ガソリン	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
		↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	落地面大濃度	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	硫黄の雨	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	10ノード燃料消費率	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	中層大気観測計画	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	フロンガス	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	浄化度・BOD	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
		↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
5 水 質 汚 濁	原付機	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	ヘドロ	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	富栄養化	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	閉塞性水域	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	アオコ	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	リン汚染	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	エコロジー	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	生物濃縮	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
		↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	自然保護地主	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
6 生 態 環 境	自然保護	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	人海棲	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	バードサンクチュアリー	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	自然保護	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	人間環境宣言	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	国連人間環境会議	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	OECD公害防止国際ルール	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
		↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
		↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
		↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
7 国 際 関 係	人間環境宣言	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	国連人間環境会議	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
	OECD公害防止国際ルール	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
		↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
		↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
		↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
		↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
		↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
		↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔
		↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	公害罪	↔	↔	↔

§ 4 新聞報道にみる公害・環境問題の社会的変遷について

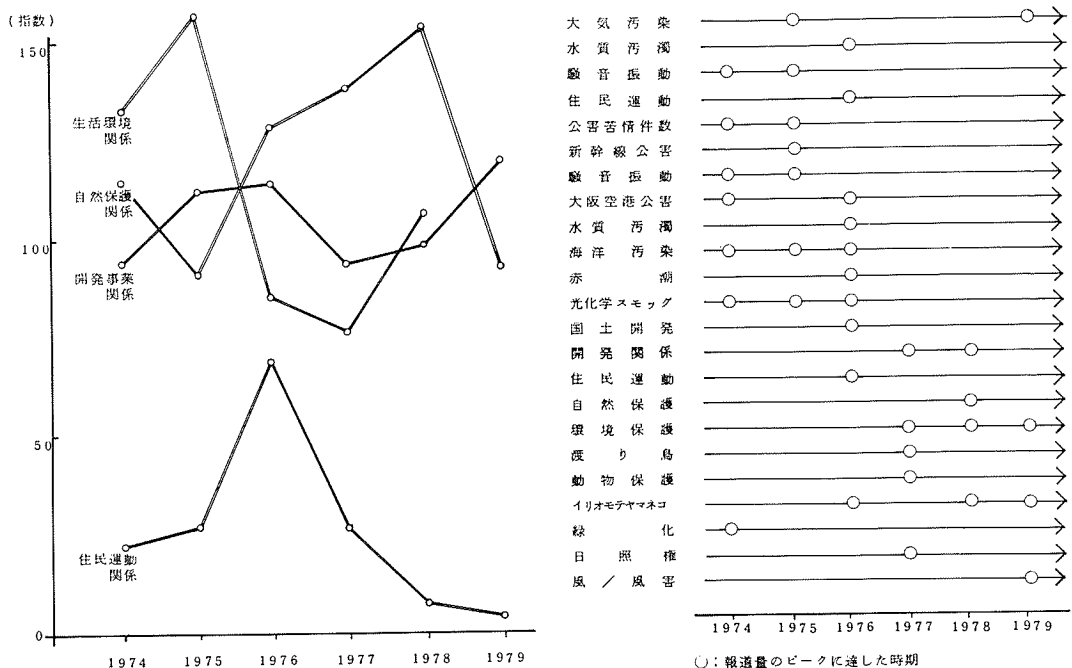
昭和51年2月の社会面新聞記事を新聞月報からみると、『成田空港、公団が工事強行／振動公害にも規制基準、中公害部会が中間報告／腎障害はカドミと関連、対馬のイ病で結論／水俣へドロ処理、チッソ負担125億／赤色2号、事実上の追放／大東水害訴訟、住民側が全面勝訴／多摩川決壊で国に賠償請求／民法改正、婦人の地位向上へ／五つ子無事出産／大阪空港訴訟、国側が最高裁へ上告理由書／首相が協力要請、佐世保での「むつ」修理』となっており、11項目中5項目が『環境問題』を扱っている。

このような新聞報道の量的変化を、1974年～1979年について調査した結果は、図-3に示すとおりである。

すなわち、①新幹線公害や大阪空港公害に代表される騒音振動問題、②工場排出に代表される第1次水質汚濁問題、③光化学スモッグの問題、あるいは④それらに伴って発生した住民運動などの健康的・物質的な社会生活環境項目は、昭和49～51年をピークに、それ以降減少傾向を示している。

一方、自然保護、環境保護、動物関係で、渡り鳥、イリオモテヤマネコなど自然環境項目のピークは、昭和52年～54年であり、いわば、環境の質的内容が、物質的・健康的なものから文化的・精神的なものへと移行しつつあることを示唆している。

図-3 新聞報道量の変化



§ 5 環境アセスメントの社会的変遷について

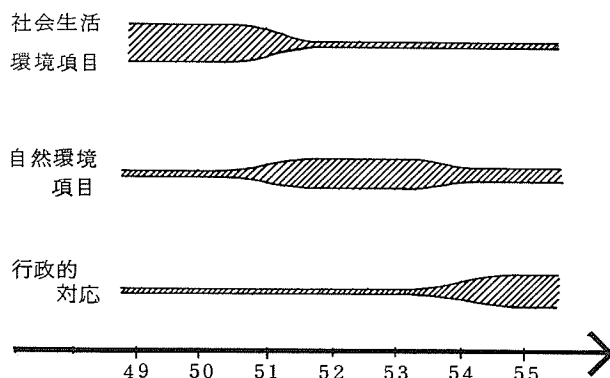
わが国における環境アセスメントの動向を大きく分けてみると、昭和47年の閣議了解等によりその必要性が認識されるまでに至る時期と、それを受けて大規模工業開発等に係る環境アセスメントが行なわれた時期及び地方公共団体等において積極的に制度化が図られるようになった時期に区分されよう。

これに対応して公害・環境用語とそれらに関する新聞報道等による社会的関心の変遷とを重ねあわせると、環境アセスメントの必要性が認められるに至る時期までの間は、公害問題等にみられる生活環境に係る問題を中心にさまざまな公害・環境問題が社会的に提起され、それがほぼピークに達した時期に対応しているとみることができる。これらの公害問題に対する関心は、昭和55年の環境白書に『1970年代に入り公害対策が急速に進展し、環境汚染はその深刻な状況を脱するとともに、経済が高度成長から安定成長へ移行する中で省資源、省エネルギーも進み、環境汚染は全般に改善傾向を示すこととなった。』と述べられているように、その後やや沈静化がみられ、それにかわり動・植物の保護等の自然環境の保全に対する社会的関心が高まる時期に移行していく。それは、大規模工業開発等に係る環境アセスメントが実施され、それらの報告書等の内容が一般に公表された時期に対応している。この時期において、これらの大規模開発による環境破壊の問題等に対する関心の高まりにより、わが国における環境保全にあたり公害問題のみならず自然環境に対する配慮が必要であることが広く認識されはじめたとみることができよう。地方公共団体等における環境アセスメントの制度化の動きは、環境問題に対するこのような社会的関心の変遷を経たあとの段階に対応しており、環境アセスメントの制度化という行政的対応が行なわれることにより、公害の未然防止と自然環境の保全という環境アセスメントの基本的な考え方が整理されたと考えることができる。

以上のような流れの中で土木事業というものに対する社会的評価の変遷を考えてみると、同様な時期区分に対応して土木事業の実施に伴う建設公害、交通公害等の問題を中心としてさまざまな問題が提起された時期、自然環境の保全等に対する関心の高まりとともに土木事業の実施に伴う自然環境への不可避的な影響が認識されるようになった時期及び環境アセスメントの制度化を通して、土木事業に対するある程度の社会的評価が定着しつつある時期というような区分を考えることができる。このうち、建設公害及び交通公害等の問題が提起された時期においては、個別に対処しえる問題については技術的な改善等により一定程度の解決をみたと考えられる。しかし、その後の自然環境の保全という問題に対しては、単に土木技術のみでは対処しえず、土木技術の概念に新たな領域を含めて考えざるを得ない状況に立ち至ったとみることができる。環境アセスメントの制度化という段階においては、その概念に一定のガイドラインが与えられたと考えることができ、今後の環境アセスメント制度の運用に伴い、土木事業というものがより包括的な概念の中で思考されていくようになろう。

このような土木事業に係る問題が社会的・技術的問題の生成・淘汰というプロセスとして今後の展開をみると、これまでの物質的・健康的な問題から文化的・精神的な問題とのかかわりにおいて生じる概念が新たに提起されてくるものと考えられる。

図－4 社会的関心の変遷・概念図

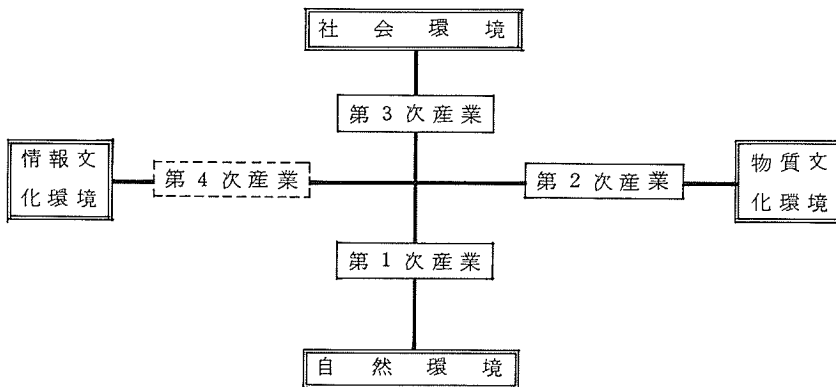


§6 おわりに

地球の歴史の中で、『進化の過程において、生物はみずからの環境を拡大するような方向に進んだ。環境の拡大とは要するに認識する世界の拡大であり、認識の拡大とは、生物における統合性の強化とか集中化とかを意味する⁸⁾』、あるいは『生物は、その身体の形態を環境に適応するように変化させることによって、それぞれに「すみわけ」ていった。人類は、身体の形態を変化させることなく、環境に応じた道具—物質文化—をつくりあげることによって適応し、地球上のほとんどすべての環境に居住することができたのである。そのことは、異なる環境における衣服や住居の多様性を考えれば、容易になっとくいくであろう。』⁹⁾という『地質(無機)→生物→人間……』という時間軸の上で、『総合評価はパターン認識としてとらえるべきである』¹⁰⁾ならば、情報(言葉、新聞、テレビ、パンフレット等)¹¹⁾のポテンシャルはますます増大し、産業の分類に第4次産業という分類が可能ならば、それは再び自然環境を志向するのではないだろうか(図-5 参照)

最後に、種々の御指導をいただいた北海道大学工学部の五十嵐日出夫教授、並びに佐藤馨一助手に深く感謝いたします。

図-5 産業の分類



参考文献

- 1) 土木計画学研究委員会：土木計画学の領域と構成 (P 34) 技報堂 1976
- 2) 自由国民社：現代用語の基礎知識、1966～1981
- 3) 西 淳二：交通計画の住民参加に対する考え方について、昭和50年度論文報告集第32号、土木学会北海道支部、1976
- 4) 五十嵐日出夫：同 上 1) (P 235)
- 5) 野々村邦夫：情報公開の具体的方法、土木学会誌 Vol 62、No 10 (P 30)
- 6) 牧野 昇：超技術、中公新書、中央公論社 (P 26) 1971
- 7) 五十嵐日出夫：システムと環境、第1回環境サイエンス北見シンポジウム、講演論文集、1976
- 8) 今西錦司：生物の世界、講談社文庫 (P 66) 1972
- 9) 石毛直道編：環境と文化—人類学的考察—、日本放送出版協会 (P 484) 1978
- 10) 五十嵐日出夫：“総合評価は可能か”のパネルディスカッション、第9回土木計画学シンポジウム(土木学会)、1975
- 11) 平 修久、西 淳二、渋谷雄二：土木計画の環境影響評価におけるコミュニケーション技法について、土木学会第35回年次学術講演会講演概要集第4部 (P 227) 1980
- 12) 石毛直道編：同上9) (P 503)